

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	特別児童扶養手当等関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂水市は、特別扶養手当等関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

垂水市長

## 公表日

令和5年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当関係事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当の支給に関する事務を行う。また、国民年金法等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当に関する事務を行う。 ・受給資格及びその額の認定の請求に関する事務 ・申請の進達や証書に関する事務 ・未支払の手当の請求に関する事務 ・手当の額の改定の請求に関する事務 ・各種届出に関する事務
③システムの名称	障害福祉管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給者台帳 障害児福祉手当受給者台帳 特別障害者手当受給者台帳 経過的福祉手当受給者台帳 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(46,47の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二(16,19,26,30,56の2,57,66,67,68,69,85,87,116の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	II 2 いつ時点の係数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成30年1月9日	I 1 ②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当の支給に関する事務を行う。 ・特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に関する事務 ・特別児童扶養手当証書に関する事務 ・未支払の手当の請求に関する事務 ・手当の額の改定の請求に関する事務 ・各種届出に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当の支給に関する事務を行う。また、国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、経過的福祉手当に関する事務を行う。 ・受給資格及びその額の認定の請求に関する事務 ・申請書の進達や証書に関する事務 ・未支払の手当の請求に関する事務 ・手当の額の改定の請求に関する事務 ・各種届出に関する事務	事後	
平成30年1月9日	I 1 ③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	障害福祉管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
平成30年1月9日	I 2 特定個人情報ファイル	特別児童扶養手当受給者台帳 宛名情報ファイル	特別児童扶養手当受給者台帳 障害児福祉手当受給者台帳 特別障害者手当受給者台帳 経過的福祉手当受給者台帳 宛名情報ファイル	事後	
平成30年1月9日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(46の項)	番号法第9条第1項 別表第一(46,47,74の項)	事後	
平成30年1月9日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(27の項)	番号法第19条第7号、別表第二(16,19,26,30,56の2,57,66,67,68,69,85,87の項)	事後	
平成30年1月9日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年1月4日 時点	事後	
平成30年1月9日	II 2 いつ時点の係数か	平成29年10月1日 時点	平成30年1月4日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	福祉課長 保久上 光昭	福祉課長 榎園 雅司	事後	
平成30年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年1月4日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II 2 いつ時点の係数か	平成30年1月4日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(46,47,74の項)	番号法第9条第1項 別表第一(46,47の項)	事後	
平成31年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(16,19,26,27,30,56の2,57,66,67,68,69,85,87の項)	番号法第19条第7号、別表第二(16,19,26,30,56の2,57,66,67,68,69,85,87,116の項)	事後	
平成31年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	福祉課長 榎園 雅司	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	別紙評価書のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和1年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(16,19,26,30,56の2,57,66,67,68,69,85,87,116の項)	番号法第19条第8号、別表第二(16,19,26,30,56の2,57,66,67,68,69,85,87,116の項)	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 2 いつ時点の係数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し